

## 個人情報取扱特記事項

### (基本的事項)

第1条 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)、春日井市個人情報等保護条例(令和4年条例第32条)及びその他関連法令に基づき、この契約に係る業務（以下「業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

### (取扱責任者等の報告等)

第2条 受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱責任者及び取扱者を、発注者に書面で報告し、その者に個人情報取扱特記事項を遵守させなければならない。取扱責任者及び取扱者を変更するときも、同様とする。

- 2 取扱責任者は、この特記事項に定める事項を適切に実施するよう取扱者を監督しなければならない。
- 3 業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせるときは、正社員以外の労働者に個人情報特記事項を遵守させなければならない。

### (取扱場所の報告)

第3条 受注者は、業務に着手する前に、当該業務に係る個人情報の取扱場所を、発注者に書面で報告し、当該取扱場所で業務を行わなければならない。

### (秘密の保持)

第4条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせる又は不当な目的に使用してはならない。このことは業務が終了又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

### (漏えいの防止等)

第5条 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

### (目的外利用及び提供の禁止)

第6条 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

### (複写又は複製の禁止)

第7条 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

### (再委託の禁止)

第8条 受注者は、業務に係る個人情報を取り扱う事務は自らが行い、第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、発注者が承諾した場合はこの限りでない。この場合にあっても、受注者は当該第三者の監督責任を負うものとする。受

注者は、業務を再委託する場合は、委託した業務の内容を記した書面により行うこととする。

(資料の返還等)

第9条 受注者は、業務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに返還し、又は廃棄し、受注者が個人情報を保有していないことを書面で報告しなければならない。

ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

なお、発注者は受注者が個人情報が記録された資料を消去し又は破棄するとき、これに立ち会うことができる。

(調査)

第10条 発注者は、業務の適正な実施を確保するために必要があると認めるときは、受注者に対し、業務の処理状況の報告を求め、又は必要な立入調査等を行うことができる。この場合において、受注者はこれに応じなければならない。

(事故発生時の報告)

第11条 受注者は、この個人情報取扱特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従わなければならぬ。また、報告の手順を事前に定めておかなければならぬ。

(契約の解除等)

第12条 発注者は、受注者がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めるときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。賠償額は、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

2 受注者は前項の規定に基づく契約の解除により損害を被ったときにおいても、発注者にその損害の賠償を求めるることはできない。

(罰則の適用)

第13条 個人情報の保護に関する法律に規定する罰則は、この契約に係る個人情報の取扱いにおいて適用する。